

公立大学法人横浜市立大学が徴収する開示請求等に係る  
写しの交付等の手数料等に関する規程

制 定 令和7年3月3日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第89条第8項、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第18条第3項、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により、公立大学法人横浜市立大学が徴収する開示請求等に係る手数料等の額を定めるものとする。

(保有個人情報の開示に係る写しの交付の手数料等)

第2条 保護法第89条第7項の手数料は、保護法第87条第1項の規定に基づく写しの交付により開示を実施する場合は別表第1に定める額とし、写しの交付以外の方法により開示を実施する場合及び保護法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない場合は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表第1に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。

(行政文書の開示に係る写しの交付の手数料等)

第3条 情報公開条例第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、別表第2に定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表第2に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。

(審査関係人等による提出資料に係る写しの交付の手数料等)

第4条 行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の審査請求を規定する横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第38号）第8条及び情報公開条例第26条第1項の規定に基づく横浜市情報公開・個人情報保護審査会に提出された主張書面又は資料の写しの交付に係る手数料並びにその減額及び免除並びに当該写しの送付については、前項の規定及び横浜市行政不服審査条例（平成27年条例第71号。以下「不服審査条例」という。）第3条並びに不服審査条例第13条に定めるところにより、それ以外の諮問に係るものにあってはこれらの規定の例によるものとする。

附 則（令和7年規程第36号）

この規程は、令和7年3月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写 又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A 列3番までの大きさの用紙	白黒 カラー	1枚につき 10円 1枚につき 50円
	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき 10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキヤナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		

(備考)

- マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき 70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき 100円
その他の記録媒体	実費相当額

別表第2（第3条関係）

## 1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手数料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A 列3番までの大 きさの用紙	白黒 カラー	1枚につき 10 円 1枚につき 50 円
	日本産業規格A列3番を超 える大きさの用紙		実費相当額
マイクロフ ィルムの用 紙への出力	1枚につき 10 円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に1ページご とに 10 円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイル ごとに 210 円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに 10 円を加えた額		
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録		1ページにつき 10 円
	ページ数がない電磁的記録		1ファイルにつき 210 円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織	1ページにつき 10 円		

の使用による交付	
----------	--

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格 A列 3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機（入手力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

## 2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき 70 円
日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき 100 円
その他の記録媒体	実費相当額

別表第3（第4条関係）

種別	手 数 料	
日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき50円
日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額

（備考）

- 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項に規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して法第38条第1項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として算定する。